証券ジャパンの約款・規程集(インターネット取引をご利用のお客様) 新旧対照表

令和4年5月2日 株式会社証券ジャパン

このたび、2022 年 4 月 1 日施行の民法改正(令和元年法律改正)に伴い、未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款において、成年年齢引き下げに関する記載について整備するため、証券ジャパンのジュニア NISA 約款(インターネット取引をご利用のお客様)を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

(改正項目)

- 1.「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款(ジュニア NISA 約款)」を一部改正します。
- 2. 本改正は令和4年4月1日の適用といたします。

(改正項目の新旧対照表)

下線部分変更

新	IB
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
(ジュニア NISA 約款)	(ジュニア NISA 約款)
第 1 条~第 20 条 (現行どおり)	第 1 条~第 20 条 (省略)
(代理人による取引の届出)	(代理人による取引の届出)
第 21 条 (現行どおり)	第21条 (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合に	3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合にお
おいて、お客様が <mark>成年</mark> に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座におけ	いて、お客様が 20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座におけ
る取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく	る取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく
必要があります。	必要があります。
4 (現行どおり)	(省略)
5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っ	5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行って
ている場合において、お客様が <mark>成年</mark> に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口	いる場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口
座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行って	座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行って
いただく必要があります。	いただく必要があります。
第 22 条~第 29 条 (現行どおり)	第 22 条~第 29 条 (省略)
附則 この約款は、 <u>令和4年4月1日</u> より適用させていただきます。 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、 <u>2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、</u> 2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替え、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。	附則 この約款は、 <u>令和3年4月1日</u> より適用させていただきます。 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替え <u>ます。その場合、</u> 2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみな <u>され</u> ます。

以上